

『特別市制反対理由書』

京都府など 5 府県、[編]

1952 年／431 頁／B5 判 図書番号 0A-0938

本書は、五大市が発表した『特別市制理由書』（1951 年 10 月）を受けて、1952（昭和 27）年 2 月に五大市所在府県（以下、府県）が連名で発表した反論である。

府県の主張は、第 1 節「特別市制に対して反省を求める」でほぼ示されている。明治期からの「大都市制度の問題」が解決されなかったのは、第 1 に「旧憲法下においては、公吏たる市長が官吏たる府県知事の持つ権限を、行使することについて憲法上の疑義が存する」ためである。第 2 に府県からの大都市の独立によって「残存区域の存立が重大な脅威を受ける」からである。

1943（昭和 18）年に制定された東京都制は、首長を官吏としてすることで第 1 の問題を、三多摩地方及び離島を含む旧東京府の区域を都の区域として第 2 の問題を解決したのである。

1947（昭和 22）年の地方自治法制定で特別市制度が規定されたが、本書では「残存区域の立場と存立を何等顧みない」制度の実施は、依然、懸案事項であり、また「二重行政、二重監督の弊害は、行政事務の再配分によって除去」できるとした。

以上により、特別市制の実現は「理論的根拠」を失った。五大市側は「大都市財政の窮迫」等を理由にするが、財政危機は全国市町村に共通の問題であり、むしろ大都市が府県から独立すれば「残存区域の自治行政は、忽ち財政難に陥る」とする。

大都市と周辺自治体は「相互依存、有無相通ずる関係」のもとに発展してきており、五大市の主張は「残存区域における自治行政の重要性については些かも考慮することなく…自己の財政の危急を理由」にした口実にすぎないとする。

第 2 節「特別市制の批判」でも「残存区域」の処遇を問う府県の主張は繰返される。特別市制度の創設は、大都市と残存地域住民間の将来に「反目と対立との禍根」を残し、地方の総合的発展を著しく阻害するものである、とする。

第 3 節「府県の性格」では、地方公共団体としての府県の機能について「府県税を徴収し…市町村に補助金を交付して事業を行わしめる」ことなど、府県内の財政調整機能があると述べる。国のそれと比較すると「第二次的であって…それ程性格の明瞭」ではないとしながらも、「官治と自治とを調整すべき立場に立ち…市町村間の利害、財政の調整機能を果している」とする。

第 4 節「特別市制理由書の反論」では、特に五大市が平衡交付金や補助金の申請などについて府県を経由することを「無意味有害」だと不満を持っていることに対し、「市町村との均衡を保持する」ため地方事情に精通する府県がこれに介入することはやむを得ない、とする。

第 5 節「われわれの主張」では、府県の提案を列記する。1) 地方自治法からの特別市制度の削除、2) 大都市と残存地域の自治を考慮した大都市制度の確立、3) 大都市制度確立のため、府県と大都市共同の研究機関の設置一である。

特別市制をめぐる両者の激しい対立は、その後も続いたまま 1953（昭和 28）年、地方制度調査会で議論されることとなった。なお、本書には第 6 節「各府県の事情」、第 7 節「大都市制度に関する学者等の意見」があるが、一般的な府県の事情紹介や学者の雑誌論文の抜粋であるため、紹介を省く。

（柳原裕彦・市政専門図書館司書主幹）